

保育闘争委員会ニュース  
**公的保育を守り拡充させよう**

2012年  
4月13日(金)  
第68号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

## 日弁連

# 保育室面積基準緩和に対し会長声明

日弁連は、地域主権改革関連法による保育所居室面積緩和で、東京都が0～1歳児2.5㎡に、大阪市が0～5歳児1.65㎡に緩和したことに対し、「子どもの成長発達権を侵害する保育所面積基準の緩和を行わないよう求める会長声明」を4月4日付けで出しました。

子どもの成長発達権を侵害する保育所面積基準の緩和を行わないよう求める会長声明

(前略)

これらの基準の緩和は、従来の保育所最低基準における「0～1歳児は3.3平方メートル、2歳以上は1.98平方メートル」という基準を大幅に下回るものであり、児童福祉法45条1項の「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するもの」とは到底いい難い。待機児童解消を名目としながら、子どもの安全・安心な成長発達を大きな危険にさらすことと引き換えに、保育所の居室面積基準の緩和をすることを許容するものである。

これまで当連合会は、「児童福祉法改正に関する意見書」(1996年9月20日)等で児童福祉施設最低基準の見直しを求めてきた。また、「地域主権改革に関し、保育、教育の保障の観点から、慎重かつ徹底した審議等を求める意見書」(2010年12月17日)においては、保育所最低基準、中でも、保育所における子どもの居室(保育室)の床面積にかかる基準が子どもの成長発達権保障に果たす極めて大きな役割を具体的に明らかにした上で、上記のような例外を認めて国の統一基準に反する状況を是認するとすれば、子どもの健全な成長発達や安全を犠牲にし、保育の質を無視して単に量的に受入れ児童を増やすことになり、子どもが安全・安心に成長発達する権利を侵害するものといわざるを得ないと指摘し、懸念を表明した。

上記のような保育所面積基準を緩和する条例制定の動きは、当連合会の懸念が現実化しつつあることを示す事例であり、条例が制定され、保育所面積基準の緩和が現実化すれば、子どもの成長発達権が著しく侵害されてしまうことはいうまでもない。

当連合会は、子どもの成長発達権を保障する観点から、改めて、改正児童福祉法附則4条が保育所面積基準の緩和を認めていること自体の再考を求めるとともに、これによって許容されている保育所面積基準の緩和が現実化し、子どもの成長発達権が侵害されるような事態を避けるべく、指定地域を含む都道府県もしくは指定地域の市区町村に対し、子どもの成長発達権を侵害する保育所面積基準を緩和する条例の制定を行わないこと、また、たとえ緩和することを認める条例が制定されてもそれに沿った保育所面積基準の緩和を現実に行わないことを求める。

## 大阪・堺市議会

# 「新システム」撤回意見書、全会一致採択

3月23日、大阪の堺市議会が「子ども子育て新システム」を撤回する意見書を全会一致で採択しました。

この間、堺市職労は市民と共同して要求運動を進め、LRT（路面電車）による大型開発の中止や、医療費の中学校卒業までの無料化を実現させてきました。今回の意見書採択は、保育の充実を求める地域の運動が実を結んだものと言えます。堺市では橋下大阪市長が率いる「維新の会」が進めようとしている「大阪都構想」に対しても、「都構想によって歴史ある堺がなくなるのはいかなるものか」として、市議会でも「大阪都構想」の協議会設置条例案を否決しています。

「新システム」に対しては、自民党の大阪府連が「新システム」反対の意見表明をしていること、保育所を運営している市議会議員がいること、公明党も反対表明していることで、反対意見が過半数を超えました。

大阪自治労連は、「新システムの内容を広く市民に知らせ、署名運動をさらに進めよう」と、保育団体と共同で作製したポスターなどを活用し、府下保育所への署名の協力要請、各市町村議会への意見書採択の働きかけ、署名の紹介議員になっている国会議員への激励など、廃案に向けた取り組みを引き続き進めていきます。（一部略）

【自治労連速報 No.1084号 4月9日より】

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】